

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第五卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43489

愛知外相・屋良主席会談

秘
無期限
(254)

大臣下 次長 法制科長 参事 官房長	新設局長 条約課長 法親課長 朱保長	アメリカ局長 参事 北一課長
--------------------------------	-----------------------------	----------------------

愛知・屋良会談

45.10.12
アメリカ局北米一課長

愛知外務大臣は訪沖2日目の12日朝琉球政府庁舎に屋良主席を訪問し、概要次の如く会談した。会談途中において主席より別添の要請書を大臣に手交した。(高瀬大使、北米一課長、村岡外務大臣秘書官、糸洲琉球政府主席局長、大島渉外広報部長、大城主席秘書官同席)

1. 返還協定交渉の進捗ぶり

大臣より、返還協定交渉は順調に進捗しており、先般ワシントンでロッキード
 國務長官と会談した際もこの点を確認し、~~上~~内題が起されば互に協力して解決することを約した経緯がある。72年返還は間違いなく確信している。すでに一部文案の作成にも入っており、種々の内題点について熱心に交渉を進めている。同時に、国会提出の際は国内法措置と必要であるので、この面と関係協議会その他関係の組織を整備して、明らかな沖繩作り

のために日本政府の負担をかけたも
遂行すべく法制整備その他に努力して

いる。交渉上の内題点は多々あるが、
重要なものを例示すれば、果民の対米

請求権(復元補償を含む)、米資産
の引きつきなど言うなれば日米間の

「^{内閣}勘定」のもの、あるいは基地^{内閣}問題
—これには防衛施設庁等が努力

している^{内閣}地位協定の本土並み適用
準備及び^{内閣}他の統合縮小などが含ま

れている。

2. 時間的要素、

主席より、復帰の時期は、自分としては
琉球政府が創立された記念日たる

72年の4月1日が適当と思うがまた
は、まり決らないか、と質問せるに対し、

大臣より、「できる限り早く」ということ以
上には今の^{内閣}時点で決められないが、米側の

では7月1日説もちらほらと聞えており、
「遅くとも7月」という感じが何となし

にしている。内容が大事なのであって、
そのために71年の8月末概算要求

提出までにきちんと詰めておく必要が
あると思う。さらに主席より、返還協
^{と答へた。}

定調印や関連立法案作成のスケ
ジュールはいつか、来年中頃と考えてよ

いか、と質問したのに対し、大臣より、
来年夏までには片づけねばならぬと

思っている。米国の議会対策とも関連していることであると述べた。

3. 沖縄県民意志の反映

主席より、返還の諸準備にあたって、県民意志が反映するかどうかという

ことについては、従来の長い歴史的経緯もあり、県民の最も関心を抱くところであるが、準備委員会には権限に

限度が~~あ~~^{あり}か~~れ~~^{あり}上部機関で本当に

大事なことを県民の知らぬうちに決定して行くのではないかとの不安が

ある、と述べた。これに対し大臣より、県民意志を是非とも反映させたい

と政府は強く考えている。自分が今回訪沖したのもまさにそのためである。

準備委員会で大いに活発に意見を述べていただいてもよろしくおな

い。また更に~~高瀬~~^{高瀬}大使^的に外務本省のルートを使っていただいても結構

である。と強調した。(主席より、準備委員会も次回の会合より新しい方式

で発言をさせてもらえると聞いており、期待している旨付言した。)

4. 米資産引き継ぎ

(1) 大臣より、米資産のうち妥当なものは有償で引き継ぐことになると考えられ、

その詳細は目下日米財政当局同士
 で話めているところであると説明した
 のに対し、主席より、新聞等に ~~い~~
 この問題について種々の報道がなさ
 れておるが、米側がいろいろ弁償を迫
 っていると言ふことである。~~これでは~~
 県民不在の交渉推進である」との突
 き上げがあつて自分も困っているがその
 際内容を知らされていないので対応
 に窮している次第である。大使を通じ
 てでも結構であるから諸経過について
 何とか御説明をお願いしたい
 と述べた。これに対し大臣より、それは
 (2) ← ともであるが、新聞は行きすぎた

報道をしており、「迫っている」云々という
 こともなければ、これに応じたこともない
 のが実情である。要はアメリカの資産
 を分析して見ること、カリオア資金に
 ついては本土と違ふので、即ち施政
 権者として米國が当然に支出した
 ものでもあり、日本政府として返すでき
 ではない。この会社等のうち、カリオア
 資金から出ている部分は返すできで
 はないと思つている。しかし結局最
 後は額を決めることとなり、それに説
 明を付けていかねばならぬことで
 あると考へている。と述べた。主席
 より、福田大蔵大臣は沖縄県民の

負担にはさせないと言っておられるが、
~~筋論~~筋論として米側が金を払えと
迫るのはおかしいと思う旨述べた。

5. 軍労務者解雇問題

主席より、本問題につき手の打ちよう
がなく困惑している旨稟陳訴えら
れ、^④と共に、^④による善処を求め、又基地
の整理統合の展望がなければ対
策の立てようがないと訴えた。さらに
続けて、労務者解雇の見通しが立た
ぬと沖縄の将来の経済社会発展
計画が作れないので、この方向づけを
^{米側が承知した}
何とかして欲しいと述べた。これに対し
大臣は、自分としても軍労務者の解雇の

スケジュールをもっと前広に知りたい点
では同じであると述べた。

6. 沖縄側の諸要請

(1) 大臣より、今回訪沖の目的は県
民の要望をじかに聞くことであるので
いろいろ承りたい。なお、今後のやり方
としては、先にも述べた通り、準備委
員会を使用して意見を述べてもらえれ
ば米側へ申し入れてゆくこととしたい。
と述べた。これに対し主席より、問題
点としては要請書にもある如く未賃
産、国県有地、潰れ地補償、等々
多々ありと列挙した。大臣より、ガス

については、米側は安全に撤去するための演習までとやっていると述べた。

(2) 主席より、自衛隊の沖縄移駐について、県民は、攻撃的性格を持つ

在沖米軍の肩代りをすれば海外派兵になるのではないかと不安を持

っており、この気持ちを汲んで欲しいと述べた。これに対し大臣より、自衛隊

は安保条約で言えば「オ6条的」なアメリカの職責を肩代りするものでは

決してなく、「オ5条的」な日本の^守防衛に徹するものであることをよく

理解して欲しいと述べ、さらに歴史的体験による県民心理はよく判るが

自衛隊は旧軍隊と異なり、徴兵、海外派兵、核武装のいづれもなく、

災害復旧、国土建設にも大きな役割を果たすいわば平和部隊であることを

よく認識して欲しいと述べた。

7. フォレス対策

大臣、主席協議の結果、琉政側要請書を大臣が受け取り、大臣より、

県民の要望事項は準備委員会を通して日本政府及び米政府へ伝達

することと約した。さらに大臣より、返還の日時等について、なるべく早く最も

都合よくかつ準備が万全となった時を

目途とすることと説明し、続いて、請求
権、復元補償、基地のあり方、米資産

引き継ぎは重要事項であることに
意見が一致した。という趣旨で説明

することに合意した。

極秘
無期限

条約課長
国際協定課長
法規課長
東洋課長
南西アジア課長

航空調査官
中国課長
西歐一課長
西歐二課長

北米一課長
北米二課長

航空調査官

沖繩返還協定締結交渉とわが国の締結
に關する一国内航空協定との関連に關して

45. 8. 17
米比1 (田中)

1. 米国を除くわが国の一国内航空協定の中 相手
国に対し「沖繩」を附表中に認められているのは

次の如き国であり、英国及び中華民国の2ヶ国
は、米国より運輸上のポイントとして権利を認められている。

- ① 英国
- ② 石印
- ③ スウェーデン
- ④ デンマーク
- ⑤ フィンランド
- ⑥ アイスランド
- ⑦ フランス
- ⑧ ノルウェー
- ⑨ 中華民国

以上、上記の如く、実際に沖繩を經由

して国際航空業務を行なっているのは、本邦のみ
現在、中華民国(の中華航空)のみであり、また

かつて、日英協定に基づき、ヤセパンニック航空が
香港~沖繩~本邦内比島の運輸を行って

たが、沖繩~本邦間の traffic right が米
国により認められなくなったため、沖繩への業務は中止

となり、現在に至っている。
2. わが国は、中華民国を除く上記の如き国と

航空協定を締結した際、その協定の目的は
要旨「沖繩の施政権が日本に返還されるに

ついで、(相手国)航空企業の沖繩における運輸
上の権利の行使を終了し、更に運輸上の

権利に戻す交渉を行なう」との趣旨の交換

公文が交わされている。

このことは、各相手国が、沖縄に対する日本の潜在主権を認め、わが国が施政権を行使

するに至ったときは、改めてわが国と交渉を行なうことを約したものであり、同公文の是れ

に違ひ、当該戻国と、沖縄返還協定発効後の、交渉を行なえばよいと考えらる。
(=国内航空交渉の場を通じて)

(なお、上記交換公文にはわが方からの通報義務はないが、同公文の規定との関連から、

沖縄返還協定が発効後場合には、その事実を通告し、各相手国航空企業に沖縄に対する運輸

上の権利の行使が終了したことを通告するに必要を検討すべきであらう。)

追って、実務問題として、⁽¹⁾ 日本と相手国の

GA-6

外務省

航空企業は沖縄へ運航してはならないので問題は

少ないと考えらる。

3. 問題は、中華民国の場合であらう。即ち

(1) この場合は「日華航空業務に関する交換公文」(行政取極)によって、両国の航空企業が沖縄を經て

業務を運営するに^(注)、沖縄返還協定と^{と機会を}~~併用~~中華民国が、沖縄と^の既設地帯と^を南洋に

つながるとは常識的に考えらる。返還後と現行路線上の継続運航を希望するに

必要と予想する。

(注) 昭和43年10月31日米大統領令。中華航空に対し、沖縄返還の
中華民国・本邦間の運航許可と、事前許可決定に付、
施政権返還後の運航権との関係の問題となる可能性あり
と認められたので、この点と明確にする趣旨から、同年12月11日付
口上書(別添)として、米国の運輸許可は、米国の施政権

GA-6

外務省

「日本航空協定取極」及び「中華航空の沖縄への運航権の行使」 李正 編

極 秘
無 期 限
5 部の内
3 号

[1/29 14:00 的 勉強会資料]

沖縄の米航空権益の取扱い

46. 1. 28.

米北 /

1. 問題解決のアプローチと合意の公表

(1) 航空協定の枠内での解決 先ず困難

(2) 返還交渉の枠内で 暫定期間 暫定措置

(i) 対象企業 (何社とするか) 現在の4社?

(ii) 暫定期間 (何年とするか) ^{最終的に} 2~3年?

(iii) 路線権 (現状通り凍結か)

(i) 協定路線の取扱い (公表の停止)

(ii) その他認可 (行政許可)

(iii) カモターズ [下記を参照]

(3) 合意の公表手段

(i) 書簡: トキゴペーパー, ロ上書 ???

(ii)

(参考)

日華航空取極における便数取極と
実際の運航便数 (45. 8. 20 現在)

		日 航	中華航空
便 数 取 極	日・台向	32便 (内 DC-8-61 14便)	32便 (内 DC-8-61 14便)
	以遠	22便 (内 DC-8-61 7便)	22便 (内 DC-8-61 7便)
実 際 の 運 航 便 数	日・台向	29便	17便
	以遠	15便	6便

2. カボタジの問題

(1) 原則論 …… 理論と政策

(2) 例外的措置 (何らかの認めの場合)

(イ) 理論の説の通り (認めねばならぬ理由)

(ロ) 認めざる由

(i) 暫定期間中 すべて認める

(ii) Government/military Cabotage のみ認める

(iii) military Cabotage のみ認める

(2) ⁽¹⁾認めざる場合の条件 (□ 際線企業のみならず)

(i) C.I.O. との関係

(ii) 会社K との^{協定}関係 (ホーリング・ボード)